字小竹平
一〇一四六番　三号
一〇一六九番一三地先道路敷　四号
一〇一六九番一六地先道路敷　五号
一〇一六九番六　六号
一〇一六九番一　七号
字東上ノ山
一〇一〇七番一　八号
一〇一一二番一地先道路敷　九号
一〇一二二番一　十号
一〇一二四番　十一号
一〇一三二番　十二号

○国土交通省告示第百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野田追川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道二海郡八雲町わらび野

四三三番二　一号から六号まで

四三四番二地先河川敷　七号
四三五番二　八号
国有林八林班へ小班　九号
国有林八林班へ小班地先河川敷　十号から十九号まで
国有林八林班ち小班地先河川敷　二十号から二十二号まで
国有林八林班い小班　二十三号
北海道二海郡八雲町桜野
国有林八林班り小班地先河川敷　二十四号
三〇五番地先河川敷　二十五号
二七〇番　二十六号
二七一番一地先河川敷　二十七号
二六九番　二十八号から三十号まで
二六九番四地先河川敷　三十一号
二六五番一　三十二号
二五五番一　三十三号から三十五号まで
二六三番一　三十六号
二五四番一　三十七号
二五四番二地先河川敷　三十八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

番屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第千七百三十四号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

北海道函館市
富浦町
一八一番二　一号
一九八番　二号
二〇三番　三号
二〇六番　四号
二一二番　五号
二二四番　六号及び七号
二二三九番　八号
二二四八番　九号及び十一号
二四七番　十号
二四五番　十四号
二四三番　十五号
新恵山町
五番　十二号及び十三号
六番一地先河川敷　十六号
六番二　十八号
一一番　十九号及び二十号
島泊町
一二番　二十一号
一二五番　二十二号、二十七号及び三十三号
一八六番一　二十三号及び二十六号
一八九番　二十四号
一九〇番一　二十五号
一九〇番二　二十九号及び三十号
一八六番二　三十一号
一二八番　三十二号
一二七番　三十四号
一二四番　三十五号
一二三番　三十六号
六五番　三十七号
六四番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ペレケ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和六十一年建設省告示第千四百八十九号で指定した同号二十六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道斜里郡斜里町ウトロ高原
七一番地先河川敷　一号
一〇三番地先河川敷　二号
一〇三番　三号から五号まで
七一番　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

更進神社の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道深川市音江町
字更進　七〇五番二一　一号及び二十一号
七一〇番　二号及び十八号
七一四番　三号
六六九番二　四号、五号及び十七号
六五六番　六号から十号まで
六六五番一　十一号
六六七番　十二号
六六六番一　十三号
六六六番一一　十四号及び十五号
六六四番　十六号
七〇八番一　十九号
七〇五番四　二十号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

花磯川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十八年建設省告示第千五百九十三号で指定した同号一〇に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道爾志郡乙部町
字豊浜　五四三番二　一号
四二九番一地先道路敷　二号
五五二番　三号
五九〇番　四号
五八八番　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十一号までを順次結んだ線及び標柱六号と十一号を昭和四十八年建設省告示第千五百九十三号で指定した同号一〇に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道爾志郡乙部町
字豊浜　六〇一番　六号及び七号
字花磯　九〇五番一地先河川敷　八号
九〇九番　九号及び十号
九〇五番一　十一号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十五号を昭和四十八年建設省告示第千五百九十三号で指定した同号一〇に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道爾志郡乙部町
字花磯　八五九番二　十二号及び十三号
九〇一番地先河川敷　十四号及び十五号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡左の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成十九年国土交通省告示第千六百七十六号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道名寄市
字智恵文　五四八九番三　一号及び十四号
五四八九番二　二号、三号及び十三号
二五七七番二　四号から六号まで
四三四七番　七号から九号まで
二五七八番二　十号
五四九八番二地先国有地　十一号
五四九八番二　十二号